

監委第839号
令和6年8月5日

堺市長 永藤英機様

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原		繭
同	澤		由

令和5年度堺市内部統制評価報告書
の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和5年度堺市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度堺市内部統制評価報告書の審査意見

第1 審査の対象

令和5年度堺市内部統制評価報告書

第2 審査の期間

令和6年7月12日から令和6年8月5日まで

第3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかについて、関係書類との照合、関係職員から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第4 審査の結果

内部統制評価報告書について審査手続を実施した結果、評価手続及び評価結果に係る内部統制評価報告書の記載は相当であると認められた。

なお、令和5年度の内部統制評価報告書審査の過程で、内部統制評価手続において改善が望ましいと考えられる事項が見られた。その内容は以下に示すとおりである。

(1) 内部統制制度の対象事務について

内部統制制度の対象事務については、令和2年度に策定された「堺市内部統制に関する方針」において、「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」と定められている。

しかし、これら以外の事務についても、内部統制に不備があった場合の影響度は同様に重要であるため、これまでの内部統制評価報告書の審査意見において、全ての事務を対象とした上で、年度ごとに評価の対象項目を指定し、評価手続を実施すべき旨を付記してきた。

これに対して、市からは、「内部統制の取組の進展に応じ、不備の発生状況(件数、内容、影響度等)を踏まえ、対象事務を段階的に広げ、評価を行っていく」との考え方が示されている。

このことを踏まえ、令和5年度に発生した業務レベルの内部統制の不備を分類別にみると、評価対象とされていない事務においても、「文書」(21件)

をはじめとして、「例規」(4件)、「ICT」(2件)、「その他」(4件)の各分類において、それぞれ不備が発生している。

いずれの不備も、対象事務と同様に是正や改善がなされているものの、中には市民生活等への影響度が軽微とは言えない事案も含まれている。

以上の状況に鑑みると、内部統制制度の取組においては、全ての事務を対象として評価手続を実施することが合理的であり、改めて対象事務の範囲について検討されたい。

(2) 個人情報の適正な管理に係る内部統制の取組について

業務レベルの内部統制の取組において、「情報管理に関する事務」の不備として、文書の誤送付、電子メールの誤送信など、個人情報に係る基本的な事務処理誤りの事案が毎年度一定の件数発生している。(内部統制制度導入以降、令和2年度22件、3年度12件、4年度23件、5年度21件)

個人情報の適正な管理に向けては、関係規程や業務マニュアル等が整備され、内部統制推進部局や個人情報に係る共通事務所管課において、庁内への啓発・指導や自己点検の強化などに取り組んでいるが、効果が十分とは言えない状況となっている。

個人情報が漏洩すると、市政に対する市民の信頼が失墜するばかりでなく、重大な経済的損失をもたらす恐れもある。地方自治法では、「情報管理に関する事務」は、内部統制制度の対象事務と定められていないが、本市で過去に発生した個人情報に関する重大事案に鑑み、対象事務として追加されたものである。

こうした原点に立ち返って、市として、個人情報に係る事務処理誤りが継続して発生している現状を重く受け止め、より一層効果的な取組を推進されたい。